

京都市違法駐車等防止条例実施要綱

〔平成7年5月16日〕
市長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市違法駐車等防止条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(重点区域の指定)

第3条 市長は、条例第6条第1項の規定による違法駐車等防止重点区域（以下「重点区域」という。）の指定に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 都市計画法第8条第1項第8号の規定による駐車場整備地区の指定の有無
- (2) 自動車交通の量
- (3) 違法駐車等の発生の状況
- (4) 公共交通機関の整備の状況
- (5) 駐車施設の整備の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、条例第7条第1項の規定による重点区域の指定の変更又は解除について準用する。

3 条例第6条第3項（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する告示の内容は、次のとおりとする。

- (1) 重点区域の範囲
- (2) 重点区域の指定年月日
- (3) その他必要な事項

4 市長は、条例第6条第1項の規定による重点区域の指定をしたときは、当該区域内にその旨を示す標識等を設置するものとする。

(観光地における措置)

第4条 条例第10条に規定する観光地等における措置は、4月、5月、10月及び11月の日曜日並びに祝日並びにその他市長が必要と認める日に行うものとする。

2 主要な観光地の選定は、市長が自動車等の集中の度合い、違法駐車等の発生の状況、駐車施設及び公共交通機関の整備の状況等を勘案し、警察署長その他の関係行政機関との協議に基づき行うものとする。

(違法駐車等防止指導員)

第5条 市長は、条例第8条各号及び第10条に規定する措置に関する事務を行わせるため、本市職員（当該事務を委託したときは、当該委託を受けた法人その他の団体の職員を含む。）の中から違法駐車等防止指導員（以下「指導員」という。）を指名する。

2 指導員は、その職務を執行する場合において、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公共的団体に対する措置)

第6条 条例第11条に規定する公共的団体は、区交通対策協議会とし、市長は当該協議会の会長の申請に基づき、タスキ、ステッカー等の物品を予算の範囲内で支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年6月20日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は、決定の日から施行する。